

本
編

第1部

前近代の虎屋



「後陽成院様御代より御用諸色書抜留」より
虎屋は毎年7月6日（七夕の前日）に宮中に索餅を納めていた

（1）奈良・平安時代に中国から伝わった唐菓子の一つ。後、七夕の行事食として宮中をはじめ広く一般に用いられた。

虎屋の創業に関しては、その長い歴史のなかで、なかでも有力なものとしては、①奈良時代創業説、②帰化人説、などがあげられる。以下、それぞれの説についてまとめておきたい。

一、さまざまな伝承

1——虎屋の創業伝承

奈良時代創業説

虎屋には創業を奈良時代にまでさかのぼって求める伝承が残っている。大正三年（一九一四）、京都府の調査に応じて提出した文書によると、虎屋は奈良時代には平城京の東大寺域内にある水門の里黒川郷に住み、姓も黒川氏を称したという。その後いつの時代かは不明ながら「禁裏二御供」して京の郊外山科郷に移り、製粉・うどん・索餅などとともに菓子の御用を勤めたとされる。そして、元龜・天正の戦国の乱世が治まった後、御所の近く一条室町に移って菓子の御用を勤めたことが記されている。

第1章 創業伝承と歴代店主の事跡

(2) 元広島藩医黒川道祐著

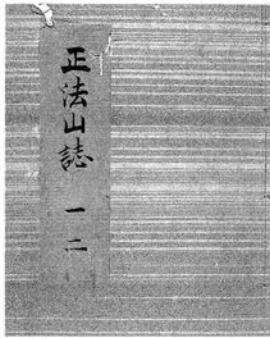
帰化人説

うどんや素餅は確かに、江戸時代に入ってから虎屋が菓子とともに御所へお納めしていることから、それ以前から続いていたとしてもおかしくない。また、後述するように山科と虎屋は非常に深い関係にあったことから、この由緒書にはそれなりの歴史的な真実が反映されているとは思われるが、なにしろ八世紀の奈良時代ともなると確証もなく、あくまでも伝説の域を出ない。

(3) 五代光富「願文」ほか

貞享元年（一六八四）に刊行された『雍州府志』⁽²⁾という京都の地理や名所、産物などを記した書物には、「一条虎屋饅頭ノ祖三官モ亦中華投化人」であるとみえる。虎屋の祖は中国からの帰化人だというのである。この記述の前段には、室町時代中国人林浄因によって日本へ伝えられた塩瀬饅頭の説明があるので、中国からもたらされたという饅頭伝説を意識して、ことさら中華（中国）を強調したのではなからうか。なお、先祖が明^{みん}（一三六八―一六四四）から移り住んだという言い伝えもある。

また、慶長の役（一五九七―九八）の際、加藤清正とともに朝鮮から移り住んだという記録⁽³⁾もあるが、その文書には、慶長以前の天正年間（一五七三―九二）から御所の御用を勤めたとあり、時代的に矛盾があつて朝鮮帰化説は信じがたい。事実、後陽成天皇の在位中（一五八六―一六一二）から、虎屋は御所御用を勤めており、それも在位中の天正年間（一五八六―九二）に限定されている。また虎屋の記録では経営の画期としてなにかにつけて天正年間を意識しているものが多くみられることから、この時代が大きな意味を持っていたと思われる。いずれにしても店主黒川家の先祖が外国から渡来したという説は、菓子のなかでも主な存在であつた饅頭や羊羹などが、中国からもたらされたという、歴史的な事実を踏まえていわれたことで、実際の家系の始まりや創業の経緯とは異なっていたと考えられる。



『正法山誌』

二、市豪虎屋

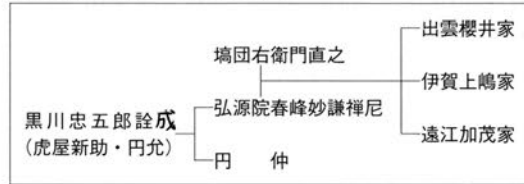
慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦が起こり、徳川家康の東軍九万と石田三成らの西軍八万が美濃国関ヶ原（現岐阜県）で戦っている。合戦は九月十五日朝から午後にかけて行われ、東軍の勝利に終わった。臨済宗妙心寺派大本山の妙心寺の歴史を記した『正法山誌』によれば、この戦いに敗れた尾張犬山城主（現愛知県犬山市）の石河備前守光吉は、いったん越前方面へ逃れ、その後朽木谷（滋賀県）を抜けて十月十六日に京都へ入り、「市豪虎屋之宅」に三日ほどかくまわれた後、龍安寺を経て二十日に妙心寺に入ったとある。妙心寺には石河一族が建てた塔頭が多く、光吉が頼った養徳院も石河氏によって建てられた寺である。

ここでは「市豪」という言葉に注目したい。市には町という意味も含まれるが、ほかに売り買いや市場の意味も含まれる。豪は強い、すぐれる、長等の意味があり、財産や権勢を誇る家を指す「富豪」などという言葉もある。『正法山誌』が記した市豪とは、市中（民間）の豪家、すなわち町人・商人のなかでも著しく大きな、豊かな家という意味であろう。当時、虎屋は京都の人々に「市豪」と認識されていたのである。

また、『正法山誌』の記述のもととなった『石田軍記』には、「日頃目を懸けし町人に、虎屋といひし者の所へ、十月十六日の夜半の頃に落着きしを、虎屋甲斐々々しく饗応し、暫く疲労を休めけるが、ここにも忍び難くして、虎屋には黄金を与へ」龍安寺へ退去したとあり、より詳しく当時の様子が描かれている。

合戦後、京都では勝者である徳川勢による厳しい探索が続いていた。こうしたなか敗軍の将をかくまうことは相当に危険なことであり、一步間違えば家の滅亡にもつながりかねないことである。それでもあえて備前守をかくまったところから推察すると、両者の間には、それほどまでに深い交誼があったのであろう。ちなみに備前守は後に許されて宗林と名を改め、京都に住み当時の著名な商人の一

塙団右衛門直之・虎屋関係図



人として活躍している。

塙団右衛門直之をめぐって

虎屋とゆかりが深い伊賀の上嶋家は、奈良一乗院門跡に仕えた旧家で、江戸時代の初め、戦国武将ばんだんえもんのおゆき
塙団右衛門直之の次男が養子となっている。その塙直之の妻は、黒川円允（虎屋中興初代黒川円仲のえんちゆう）の娘、つまり円仲の姉にあたるというのである。残念ながらこの女性の俗名は知られておらず、父の娘、つまり円仲の姉にあたるというのである。残念ながらこの女性の俗名は知られておらず、

「弘源院春峰妙謙禪尼」という戒名が伝わるのみである。

また、上嶋家の親類筋である大和郡山市の中津家の系図には、塙直之の室は桜井右近太夫義胤女とあり、続いて「実虎屋新助女」と記されている。つまり塙直之の妻の実父は虎屋新助だといいうのである。虎屋新助の姓は黒川、名は忠五郎詮成のりしげといひ道号を円允といったという。

ところで、上嶋家ではお彼岸とお盆には自家製の酒饅頭を仏前に供えているが、この饅頭は一乘院から上嶋家に伝わったもので虎屋饅頭と呼ばれている。江戸時代、虎屋から一乘院への菓子の御用記録も残されているが、この饅頭との関わりについてははっきりしない。また、同家には、虎屋の紋である「（4）鑲虎」紋を描いた食籠（じきろう）も今に伝わっている。

塙直之と虎屋新助の娘「弘源院春峰妙謙禪尼」の間には三子があり、長男は櫻井氏（出雲）、次男が上嶋氏（伊賀）、三男が加茂氏（遠江）を継いで、それぞれがその土地の旧家として現在にいたり、相互に交流を続けている。

ちなみに三家の祖となつた塙直之は、もと加藤嘉明の家臣で、関ヶ原の戦で主君と意見が衝突して浪人、後には小早川秀秋や福島正則に仕え、豊臣氏の滅んだ大坂夏の陣では大坂方に属し、元和元年（二六一五）四月二十九日に討ち死にしている。また一時、京都妙心寺蟠桃院はんとういんの雲居希膺うんきぎようについて僧侶びやくらんてつぎやうとなり玉椿庵鐵牛を名乗つていた。

妙心寺の塔頭大雄院（石河備前守の兄が開基）には円仲の親の墓があったという伝承もあり、妙心



(4) 箆笛の取っ手の「鑲」で「虎」の字を囲んだ紋。虎屋では延宝二年（一六七四）作成の井籠外箱に使用されているのが最も古い事例。鑲は菓子箆笛などの象徴と思われる。

(5) 農村居住の武士のこと。多くは半農半士であった。山科郷士は長年の皇室に対する功績により、明治十四年(一八八二)には士族に編入されている。

寺を中心にして石河氏・塙氏・黒川氏などがつながりを持っていたのであろうか。同寺を中心とした社会的・人的関係も興味深いものがある。

この伝承に基づいて円仲とその親について類推を加えてみたい。円仲と塙直之は義理の兄弟ということになり、年齢的にも近かったことが考えられる。塙直之は永禄十年(一五六七)の生まれ、元和元年に討ち死にしている。石河備前守をかくまった関ヶ原の戦当時直之は三十三歳であり、円仲もそれほど離れた年齢ではなかったと推定され、それからすると、父虎屋新助は四十歳代から五十歳代の壮年であったと思われる。父新助は一五〇〇年代中頃の生まれだったことになる。これまで不明であった虎屋初代円仲とその父の人物像が歴史の空白のなかから、わずかずつではあるが明らかになりつつある。

三、山科と虎屋

山科頭郷士柳田家

円仲の跡を継いだのは、二代黒川吉右衛門である。この人物は、通称である吉右衛門という名が知られるのみで、虎屋歴代が使っている「光」を使った実名は伝わっていない。吉右衛門の妻の名も「称名院冬誉妙専大姉」という法名が伝わっているだけだが、実父の名は柳田吉左衛門であることが判明している。

妙専大姉の生家柳田家は、京都東郊の山科の郷士⁽⁵⁾である。山科は古くから皇室と関係の深い土地で、山科七郷はほとんどが禁裏御料であった。山科に住む百五十余名の郷士は、山科郷士と呼ばれ、事あるごとに御所に勤仕していた。特に幕末の混乱期には、御所の諸門の警備にあたり、その後も鳥羽伏見の戦など各地に転戦している。

柳田家は、山科郷士のなかでも「頭郷士」と呼ばれる主だった家柄であった。虎屋二代吉右衛門は、



京都山科の華山寺にある2代吉右衛門・4代光清・13代光正の墓

(6) 他に四代光清、十三代光正の墓所となっている。

その柳田家から妻を迎えただけでなく、妻とともに山科の華山寺（臨済宗妙心寺派）を墓所としている。⁽⁶⁾ 他の歴代当主の墓はほとんどが、黒谷の金戒光明寺（浄土宗本山）にあり、それと際違った違いをみせている。即断することは難しいが、吉右衛門自身か父円仲あるいは黒川家自体が、柳田家あるいは山科と深い関係があったためではないかと思われる。

吉右衛門の跡を継いだ三代黒川光成^{みつしげ}は、父の死の半年前明暦三年（一六五七）六月十五日に近江少掾に任ぜられ、これが「虎屋近江」と通称されるいわれとなっている。十五年間店主を務め、寛文十一年（一六七一）四月五日に死去している。この時、跡を継ぐべき吉三郎（後の五代黒川光富）は未だ五歳の幼少であった。

当主として、店の経営に責任を持ち種々の問題の解決を図り、奉公人を束ね、そして虎屋にとって最も大切な御所の御用をとどこおりなく果たすには、あまりにも若い年齢であった。そのため後継店主には、光成の弟である光清が選ばれ虎屋の四代当主を継いでいる。これは、当人にとっても思いがけないことだったであろう。虎屋の「過去帳」には、光清を「柳田家掛持」と記してある。彼はすでに母の生家である山科の柳田家を継いでいたため、虎屋と両方の当主を掛け持ったというのであり、墓所も父母同様に華山寺にある。

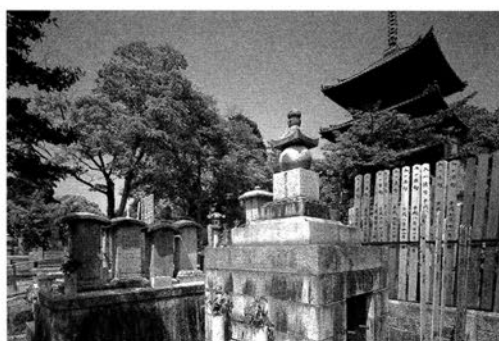
ここで改めて、山科と虎屋の關係に注目してみよう。虎屋に残る伝説では、平安遷都の頃か南北朝合一の頃に、奈良から山科を経て京都に店を構えたとされるゆかりの土地である。また、山科の頭郷土柳田家から二代の妻を迎え、五代の妻の母の実家も柳田家であり、深い姻戚關係にあった。江戸時代初頭の柳田家との婚姻關係も、山科との関わりのなかから生まれたと考えられよう。なお、虎屋と山科を結ぶ環のなかには山科花山稻荷神社と華山寺に関する伝承もある。

花山稻荷神社と華山寺

花山稻荷神社あるいは稻荷信仰と虎屋については後に触れることとするが、元禄年間（一六八八〜



歴代店主が深く信仰した京都山科花山稲荷神社



京都黒谷の金戒光明寺にある黒川家の墓

一七〇四）に出版された『山科花山稲荷由来記』には、虎屋が深くこの稲荷社を信仰していたことが記されている。

また、華山寺の開山である愚堂東寔ぐどうとうしやくは、本山妙心寺の住職を務めた江戸時代前期を代表する臨済宗の僧侶であり、後水尾天皇や徳川家光をはじめ多くの人々の帰依を受けた。宮本武蔵の参禅の師としても知られ、晩年の万治元年（一六五八）山科に華山寺を開き住している。

華山寺が創建されたのは、虎屋二代吉右衛門の没後一年たってからのことにもかかわらず、吉右衛門および妻の墓は華山寺にある。また吉右衛門の妻の戒名には黒川家の宗旨である浄土宗戒名にみられる誉号がみられる。このことは吉右衛門と愚堂和尚との間に強いつながりがあったことをうかがわせる。ちなみに、この愚堂和尚の元へは、毎日虎屋から饅頭が届けられたという伝説があり、饅頭を持った使いが通う道にあった坂が饅頭坂と呼ばれたといわれている。残念ながらその坂の場所は伝わっていない。しかし、花山稲荷神社の中川正也宮司によれば、子供の頃に饅頭坂という名を聞いたことがあるという。昭和初年までは山科の人々の記憶に残っていたのであろう。

いずれにしても山科の地が、虎屋の歴史に深い関わりがあったことは確かであり、今後の調査によってさらに新しい事実も浮かび上がってこよう。

四、虎屋の創業年代

虎屋にとって御所の御用を勤めさせていただくことは、店の誇りである。御所御用の沿革については、次章に譲るが、その始まりは後陽成天皇の在位中（一五八六―一六一一）からである。

京都において御所の御用を勤める商人は、それぞれの分野において最も有力かつ信用のある者たちであった。御所御用では一度に大量の品を納める場合も多く、常例のもの以外に、臨時の御用も少なからずあった。まず、そうしたご用命に耐え得るだけの技術力、奉公人数、資金力が必要とされる。

加えて、それ以上に求められるのが、店の信用である。禁裏御用商人は、同業者はいうに及ばず、地域社会や顧客など広い範囲から信用を獲得することが要求された。

元禄年間（一六八八―一七〇四）に御所御用を勤めた商人たちが、御所への出入りを許された時期をみると、後述するように一六〇〇年代半ば以降が特に多い（二十六頁参照）。江戸幕府の成立からおよそ半世紀が経った頃で、幕藩体制がほぼ整ってきた時代である。また、江戸初期から活躍してきた商人たちと新しく力をつけた商人たちとの交代期にあった。この時期に新たに御所御用を勤める商人が増えるのは、実はこうした社会の動向を反映している。もちろん新たな御用商人とはいっても、その創業はこれ以前にさかのぼっており、それぞれ長年にわたって蓄積してきた信用の上に、御所御用の地位を獲得した人々であった。

同業の御用菓子屋の例を見てみたい。松屋常盤は現在でも盛業中の名店で、承応年間（一六五二―五五）の創業で元禄時代の評判記などにも紹介されている。ところで、公家社会を中心に活躍した鳳林承章（相国寺・鹿苑寺（金閣寺）住職）が、万治三年（一六六〇）における松屋のことを記している（『隔葉記』）。こうした有力な名店であっても、御所御用を勤めるまでには一世紀以上の年月を要しており（二十九頁参照）、それだけの社会的信用を勝ち得るのにほぼ三代かかっていることがわかる。

一六〇〇年頃の虎屋は「市豪」と称され、なおかつ自らの危険を承知で敗軍の将をかくまう度量と律儀さを持ち合わせていた。こうした財力や気風、信用はとも一朝一夕にできるものではなく、長い年月をかけて培われたものである。

虎屋の場合も御所御用を始めるには、少なくとも二世代の期間を要したものと思われる。そこで、ひとまず御所御用を始めた後陽成天皇のご即位年（一五八六年）を基点として二世代六十年をさかのぼった大永六年（一五二六）を虎屋の創業とし、およそ四八〇年の歴史を経たと考えたい。もちろん、今後の調査の進展によって、より確度の高い創業の年を比定することができれば改めていくつもりで

ある。

コラム 虎屋の屋号について

商家にとつて屋号は顔ともいふべきもので、その意味は大きい。現代においても屋号を染め抜いた暖簾は、店の象徴として大切にされている。屋号命名の由来をみると、伊勢屋や大坂屋など地名を冠したものは、主人の出身地や主要取引先にちなんだものが多い。そのほか寿屋、えびす屋など縁起の良い吉祥句を用いたもの、油屋や麴屋など営業品目を使ったもののほか、笹屋や桔梗屋のような植物名からとつたものや、店主の姓あるいは商標や紋所を屋号とした場合など実に多様である。

菓子屋に多い鶴屋や亀屋などの動物に由来するものも多くは、「鶴は千年、亀は万年」の言葉に表されるように、吉祥句にちなんで縁起をかついだものと思われる。では虎屋が屋号とする虎にはどのような意味があるのだろうか。

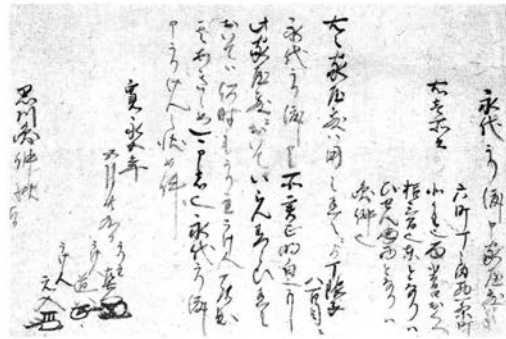
日本に虎は棲息しないが、古くから絵画に描かれ、詩文にも詠まれ、また朝鮮や中国から毛皮がもたらされ、あるいは肉や骨などが漢方薬としても珍重され、存在はよく知られていた。しかし、その実物を実際に見ることはなく、当時の人々にとつてはあくまでも、想像上の動物であった。日本に棲息せず目につくことがないからこ

そ、かえって想像力をかきたてられ、力強く、さまざまな力を発揮する霊獣のように考えられていた。

そうした一種神秘的な虎の名を名乗るということは、虎の持つ力にあやかろうという気持ちの表れとも考えられる。残念ながら、虎屋にこうした点をはつきり記した文献は残っていない。しかし、十代黒川光廣が文化十一年（一八一四）四月十八日、店の守り本尊ともいふべき毘沙門天に捧げた「願文」には、「当家の家号を虎屋と申事も尊天の加護力にて、斯一天の君の御用を蒙る冥加かたかた其因によりて号し事也」と書かれている。これは、「虎屋の屋号も、毘沙門天のご加護によつて一天の君（天皇）の菓子御用をうけたまわっている、お礼の意味をこめて名づけたものである」という意味である。

虎は毘沙門天と非常に関係の深い動物である。例えば京都の北方にあつて王城を守る鞍馬寺の毘沙門天がまつられる金堂の前には、狛犬ならぬ阿吽の虎が安置されている。ほかに虎をめぐる伝説が多い。また、寅の日に毘沙門天をお参りすることを「寅まいり」というなど、虎が毘沙門天と深い関係にあつたことがわかる。

虎屋と名乗つた明確な理由は不明ではあるが、歴代店主の毘沙門信仰と関わりがあつたことは間違いないと思われる（六十四頁参照）。



土地買い増しの証文（寛永5年5月29日）

(7) 明治以後については第2部以降参照。また、資料編には詳細な系図を付した。

(8) 「黒川家歴代事跡表（並家族過去帳記録）」

(9) 記録により吉左衛門と記したのもあるが、左と右の違いが改名によるものか誤記によるものかははっきりしない。ただし江戸時代の人名表記では、左と右を取り違えている場合がしばしばある。

2 歴代店主の事跡

一、歴代の店主たち

虎屋は代々黒川家の当主を店主として、現在の黒川光博まで十七代にわたって続いている。虎屋の発展が店主の経営手腕によるところが大きかったことを考えると、本来ならば各店主の事跡を詳細に紹介すべきであるが、各店主在任中の史料の残り方にも偏りがみられることから、本節では他と多少の重複はあっても、代々の動きがわかりやすいように、江戸時代の歴代店主の事跡をまとめて紹介していく⁽⁷⁾。

中興初代円仲^{えんちゅう}

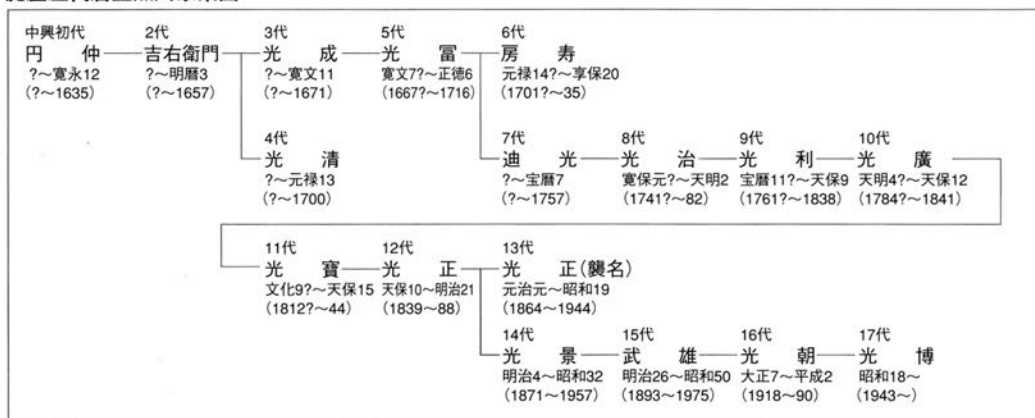
虎屋の初代店主の名を黒川円仲という。円仲という名は、在世中に出家した者が名乗る道号であり、これとは別に実名があったはずであるが、五郎右衛門という通称のほかは残念ながら伝わっていない。円仲についてはこれまで不明な点が多く、父の名も不明とされてきたが、すでに紹介したように新たな伝承が発見され、少しずつではあるが円仲時代のこと明らかになりつつある（八頁参照）。

在世中の史料としては、寛永五年（一六二八）に現在の虎屋京都菓寮・工場所在地を買い増したと⁽⁸⁾きの古文書が残っている。店主在任期間は慶長二年（一五九七）から没した寛永十二年（一六三五）にいたる四十年間に及んだと伝えられ、菓子屋のかたわら医業も行ったといわれる（五代光富「願文」）。

二代吉右衛門^{きちえもん}

二代黒川吉右衛門は、父円仲の死後店主となり明暦三年（一六五七）まで二十二年間、その地位に

虎屋歴代店主黒川家系図



注：各店主の年代は生没年を指す。生年に?のあるものは、享年より推定

あった。虎屋黒川家は代々、「光」の一字を実名につけているが、吉右衛門については何と名乗ったのか不明である。なお「吉」の文字は代々の当主の通称・幼名・隠居名などに用いられていた。

店を継いで二ヶ月ほどで、明正天皇が父君の後水尾上皇の御所を行幸されたときに菓子をお納めしている。この時の記録が「院御所様行幸之御菓子通」で、純然たる菓子屋の販売記録としては今までのところ最古のものである。

また、慶安四年（一六五二）後光明天皇が明正上皇の御所に行幸された折の記録が残されており、当時の菓子や行幸の折の献立などが知られる。この時記録された菓子を見ると、羊羹・饅頭・草餡餅・有平糖・金平糖・昆布など前代以来のものばかりで、未だ和菓子が大成する以前だったことがわかる。

吉右衛門の妻は、禁裏の御用を勤めた山科郷士の柳田吉左衛門の娘であり、三代光成・四代光清の母である。柳田家は山科郷士のなかでも頭郷士を務める由緒ある家柄であった。黒川家の墓所は、三代以降ほぼ京都の黒谷にある金戒光明寺にあるが、吉右衛門の墓所は柳田家と同じ山科の華山寺にあり山科と虎屋との関係の深さをうかがわせる。

また吉右衛門には、鞍馬寺参詣の帰りに虎屋の守護神ともいべき毘沙門天を持ち帰ったという伝承も残されている（六十五頁参照）。

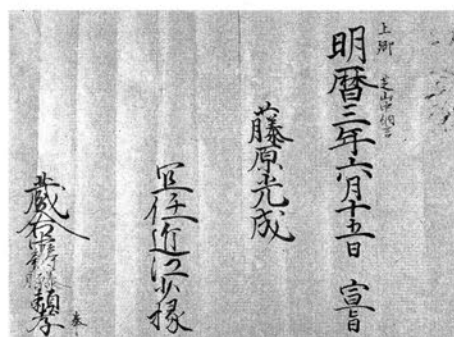
三代光成

三代黒川光成の事跡としてまずあげられるのは、明暦三年（一六五七）六月十五日に虎屋当主としてはじめて近江少掾に任命されたことである。かつて日本は山城国や武蔵国などといった六十六の国と二つの島に分けられ、それぞれに都から国司が派遣されていた。国司は長官にあたる守を筆頭に介、掾、目の四等官からなり、大国の掾には大掾と少掾の

寛永・慶安の史料にみる菓子一覧

名 称	寛永12年(1635) 院御所様行幸 之御菓子通	慶安4年(1651) 朝覲御行幸 之御献立	慶安4年(1651) 朝覲御行幸 御菓子覚帳	名 称	寛永12年(1635) 院御所様行幸 之御菓子通	慶安4年(1651) 朝覲御行幸 之御献立	慶安4年(1651) 朝覲御行幸 御菓子覚帳
あこや		○	○	すいひ餅		○	○
飴粽		○	○	赤飯		○	○
有平糖	○	○	○	たいらぎ貝		○	○
餡餅		○	○	粽		○	○
煎榧	○			中丸饅頭		○	○
色付いか		○	○	中饅頭		○	○
外良餅		○	○	つぐみ		○	○
薄皮饅頭	○		○	椿餅		○	○
鶉餅		○	○	抓み羊羹		○	○
鑑饨		○	○	吊り柿		○	○
枝柿		○		鳥の子餅		○	○
大梨			○	大府饅頭		○	○
大饅頭	○	○	○	大府焼き饅頭		○	○
お茶の子		○		梨		○	○
カステラ	○	○	○	茄子餅		○	○
カルメラ	○	○	○	南蛮餅	○		
求肥		○		なんめん糖	○	○	○
求肥飴		○		入麵		○	○
きんとん		○	○	箱羊羹		○	○
草の餡餅		○	○	蓮		○	○
串貝			○	ハルテイス	○	○	○
鯨餅		○	○	藤の花		○	○
葛素麵		○	○	藤の実		○	○
胡桃			○	船子餅		○	
黒皮茸		○	○	母饅頭		○	○
黒くわい		○	○	丸饅頭		○	
黒胡麻餅		○	○	饅頭		○	
くわい		○	○	みずから	○		
ケサチイナ	○			水蜜	○	○	○
高麗煎餅	○			蜜柑		○	○
水餅			○	みどり		○	○
粉付貝		○	○	美濃串柿		○	
木の实餅		○		みるくい		○	○
牛蒡餅		○	○	切麦		○	○
昆布羹	○	○	○	結び熨斗	○		
棹羊羹		○	○	盛りき		○	○
魚ざえ		○	○	山芋		○	○
砂糖榧	○	○	○	雪餅	○	○	○
砂糖粽		○	○	羊羹	○	○	○
さるおこし		○	○	よな		○	○
さん餅	○			落雁	○	○	○
絞り湯葉		○	○	り	○		
しま台		○	○	蕨			○
洲浜(豆飴)	○	○	○				

注：菓子名は現代表記とした。「朝覲御行幸之御献立」からは、菓子の部分のみをとりあげた。



3代光成「近江少掾口宣案」(明暦3年6月15日)

二つがあった。江戸時代になると、国司は実質的な機能を失って名誉職的な称号となり、公家や大名・旗本が守や介に任じられるほか芸能者や商人などが掾以下に任じられることが多かった。

光成の場合、父吉右衛門の死の半年前に近江少掾となっている。この経緯については不明であるが、この時期すでに吉右衛門は半ば隠居しており、光成が実質的な店主となっていたのであろうか。あるいは吉右衛門が息子光成のために受領を願ったとも考えられる。

四代光清

三代光成が幼い息子吉三郎を遺して死去したため、弟光清が四代として寛文十一年(一六七二)に店を継いだ。このとき、光清はすでに母の実家である山科の柳田家を継いでいたため、虎屋と柳田家の双方の当主を掛け持ちすることになった(過去帳)。

光清は吉三郎に黒川家の通字である「光」を付けて光富と名乗らせ、兄の死の翌年寛文十二年に自分自身ではなく、しかもまだ六歳と幼い光富に対して近江大掾の拝任を朝廷に願ひ、光成が任命された少掾から大掾へと昇階することにも成功している。このことには虎屋の次期店主は、兄の息子の光富であることを店内外に知らしめる意味があった。光清は虎屋の経営の舵取りを行いつつ、次期店主として光富を育てる後見役となったのであろう。

彼が店主であった期間は、後述することく虎屋の経営も順調に推移しており、禁裏御用菓子屋として経営の基盤は宮中にあったが、一方、公家や大名、三井家や鴻池家といった豪商あるいは尾形光琳などといった名前も記録されている。ちなみに、光清の時代に出版された『雍州府志』(二六八四)や『京羽二重』(二六八五)によると、虎屋は二口屋能登や亀屋和泉などと並んで京都の有名菓子屋の一つに数えられている。

元禄文化華やかな十七世紀後期は、京都で和菓子が大成した時期にもあたる(三十五頁参照)。それまで素朴であった菓子が、彩りも美しく意匠化され、古典文学などにちなんだ名前(菓銘)がつけ



5代光富「近江大掾口宣案」(寛文12年2月8日)

(10)「仁斎 諸生初見帳」(天理図書館蔵)。古義堂の門人帳にあたる。



現在の古義堂外観(明治27年再建)

られるようになった。光清も禁裏御用菓子屋虎屋の主人として、和菓子の発展に大きな役割を担ったと思われる。例えば虎屋に残る元禄八年(一六九五)の「御菓子之畫圖」は、現存最古の菓子絵図帳であり、和菓子大成当時の菓子の姿を今日に伝えている。

五代光富

幼くして近江大掾となった五代黒川光富は、叔父光清の薫陶を受けつつ成長し、天和三年(一六八三)十七歳で、当時京都随一といわれた儒学者伊藤仁斎じんさいの塾、古義堂こぎどうに入塾して、儒学を学んでいる⁽¹⁰⁾。光富が正式に虎屋の店主となったのは、元禄十三年(一七〇〇)、四代光清が死去した跡を受けてのことであった。しかし、光清が黒川家と山科の柳田家双方の当主を務め多忙であったことが考えられ、かつ元禄三年、光富二十四歳のときに、店の守護神である毘沙門天へ、願文を捧げて店の繁栄を祈るとともに経営に対する決意を表明していることから、比較的早い時期から虎屋の経営に深く関わっていたのは間違いない。

光富が生きた時代は、大嘗会をはじめ長く途絶えていた朝廷の儀式が復活した時期にあたる。こうした儀式に使われる菓子については、時代考証に手抜きがありあつてはならないし、菓銘をつけ意匠を考えるにも古典の教養が必要とされた。古義堂に学んだ光富の好手心とその知識は、虎屋の店主として大いに役立ったと思われる。

一方、光富は経営についても意欲的な取り組みをみせている。京都のみで営業していた虎屋を、江戸に進出させたことである。後述するように、結果としては失敗に終わった江戸出店ではあるが、経営に対する積極的な姿勢がみてとれる(四十四頁参照)。

光富は正徳六年(一七一六)に死去しているが、残された妻円寿えんじゅ(法名)が息子である六代房寿・七代迪光の後見を行っている。円寿は菓子の御用にも関わり、重要な御用に関する注意などを書き残すとともに、日常生活にもきめ細かな注意を払っていた。円寿は日頃から質素な生活を重んじ、例え



6代房寿「日記」

(11) 享保十年（一七二五）「御用留帳」

(12) 現在虎屋では、「ぼうじゅ」と読み習わしているが、本来は「ふさとし」と読んだものと思われる。

(13) 御所へお納めする菓子とは、市中相場より低い値段に設定されていた。

ば朝飯の菜は、豆腐のおから二文分でよいといっており、こうした教えを後の人々は「円寿大姉家伝」として大切に言い伝えていた⁽¹¹⁾。自ら範を示す円寿の存在は、店主はもとより店員等にとつても精神的な支えであった。

六代房寿⁽¹²⁾

六代黒川房寿は父の死後、正徳六年（一七一六）十六歳で店主となり、二十五歳のとき近江大掾を拝任したが、三十五歳という若さで没している。彼が店主を務めた時期は、八代將軍吉宗の治世、いわゆる享保の改革の時期に相当している。厳しい経済環境のなかさまざまな打開策が打ち出されているが、なかには虎屋と直接関わる朝廷の経済に関することも含まれていた。

享保年間（一七一六～一八〇四）になると朝廷の経済は逼迫の度合いを増しており、商人に対する支払いが停滞していたという。物価の値上がりも目立ち、虎屋の古文書でも、御所に対する菓子の値上げ⁽¹³⁾願いや拝借金願いがたびたび出されており、砂糖などの原材料高騰が経営を圧迫している様子がうかがえる（四十九頁参照）。こうした状況は御用商人に共通した問題であったが、特に虎屋と二口屋は享保十五年には、御用代金の受領が二年間もとどこおっていた。

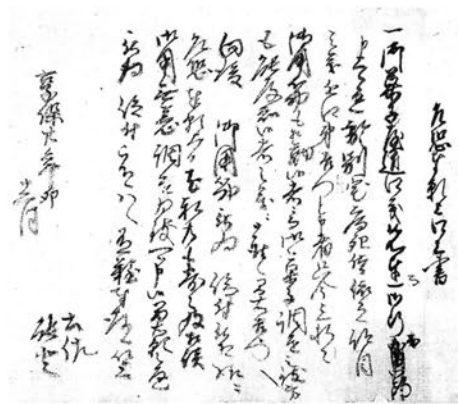
房寿は、こうした厳しい状況を経営の引き締めなどで乗り切っている。

七代迪光⁽¹⁴⁾

享保二十年（一七三五）、七代黒川迪光は兄の死去により店を継ぐこととなった。生年が不明なため、店主となった年齢はわからない。しかし、御所御用の相続を願った文書には「近江弟吉衛門（迪光）と申者、只今迄折々御用筋も相勤候者二而、御菓子調進之致方も能存知」とあり、兄に従って菓子の製造に従事し、御用にも精通していたことが記されている。また父光富の死から十九年を経ていることから、すでに成年に達していたと思われる。妻は、伊勢桑名藩松平家の家臣末吉家



「御用暖簾掛継続願」(安永7年5月24日) 暖簾に「御用所」の文字を入れることが禁止され、許可を願った文書



7代迪光「跡目相続願」(享保20年12月)

八代光治

宝暦七年(一七五七)十七歳で店主となった八代黒川光治の店主在任中に起こった出来事で特筆されるのは、安永事件であろう。安永二年(一七七三)、御所賄方役人等が御用商人と結託して公金を横領していたことが発覚、主犯は死刑を含む重い刑に処せられ、関係した官人等が一〇〇人以上処分された。また、権中納言今出川実種の日記によれば八〇〇人を超える商人が追放になり、その後の調査によって出入りを禁止された商人も多かった。御用菓子屋も不正の有無の調査を受けているが、虎屋は事件に関与しなかったために引き続き御用を勤めただけでなく、新たに砂糖などの御用を命じられている。

九代光利

天明二年(一七八二)二十二歳で店を継ぎ近江大掾となった九代黒川光利は、江戸時代の店主のなかでも最も困難な時代を生き抜いた一人であると同時に、現在に受け継がれる

より迎えているが、その父は四代光清の息子で末吉家の養子となった宗雨である。

迪光の時代も、幕府の貨幣改鋳、砂糖輸入量の減少による価格の高騰など厳しい経済状況にあつたため、菓子値上げや御用代金の前渡し、あるいは拝借金などをたびたび御所へ願っている。また、砂糖の高騰による入手難については、御所から砂糖を拝借してしのいだりもした。



「定」（文化4年）「五ヶ年之間堪忍」の文字が見える

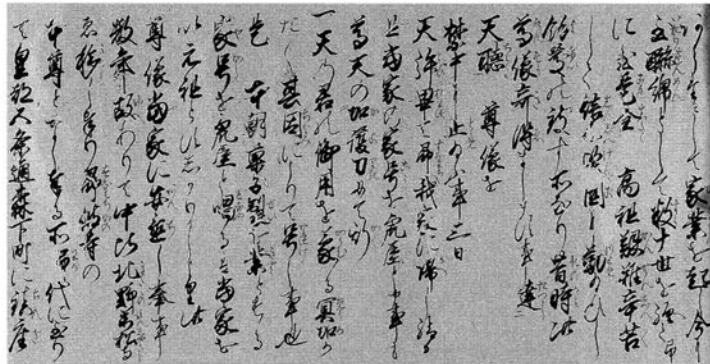
虎屋の精神的な基礎を築いた人物である。

店主となった六年後の天明八年正月三十日の大火は、応仁の乱以来という被害を京都にもたらした。その猛威で市街の大半が灰燼に帰し、御所も被災して天皇は聖護院に移られた。この大火で受けた打撃は大きく、以降、京都の経済は停滞を余儀なくされ、本格的な復興までには長い時間を要した。虎屋も大きな被害を受けたが、なんとか菓子調進は全うしている。

やがて文化年間（一八〇四～一八）になると虎屋の経営は非常に悪化していた。史料が残っておらず詳しい収支は不明であるが、とにかく経営は危機的な状況にあったようである。光利は、危機に瀕した経営を立て直す方法として店制の改革をもって臨んだ。文化二年（一八〇五）には現在の就業規則にあたる「掟書」を策定している。この掟書は天正年間（一五七三～九二）につくられたものを書き改めたもので、単なる規律の遵守や儉約の奨励だけではなく、提案制度や店員教育にも力を入れるなど幅広く店の在り方を示している。しかし、経営はなかなか好転しなかったようで、二年後の文化四年には新たに「定」を作成しているが、この冒頭に「五ヶ年之間堪忍」と記しており、危機打開のため五年にわたる緊縮をもって臨む意思を明らかにしている。その二年後の六年には、職務分掌規定に相当する「店員役割書」がつくられ、店員各自の職務の確認と組織の整理が行われた。光利の改革は、単に儉約に努めるだけでなく、信賞必罰を明らかにして、店員の意識を高め、なお彼らの資質を高めることに留意したものであった。

十代 光廣

文化十三年（一八一六）三月十九日、三十三歳で近江大掾を拝命した十代黒川光廣は同月、「定」という文書をつくっている。これは奉公人の給金や昇進制度などをきめ細かく定めたものである。人事制度を整備したもので、その考え方は九代光利が経営危機打開に乗り出して以来行われてきた店制改革の延長線上にある。また、これまで禁裏（天皇）、仙洞（上皇）、大宮（皇太子）、女御など、御



10代光廣「願文」(文化11年4月18日)店の繁栄を毘沙門天に願った文。虎屋の屋号の由来なども記されている

所ごとに作成されていた菓子納入帳簿(御用帳)を「大内帳」として一冊にまとめ、帳簿事務の簡素化も行っている。

ところで、ともに御所御用を勤めた二口屋が、この時期に経営を悪化させている。先の九代光利の「定」に見たとおり、虎屋の経営も苦しい状況にあったにもかかわらず、文政元年(一八一八)頃には、二口屋を虎屋の店に同居させて経営の再建に手を貸している。十六世紀以来の長い御所御用の伝統を誇った両店がそろって経営危機にあえぐほど、経営環境は悪化していた。光廣は、その経営手腕で苦境をしのいで虎屋を後の発展へとつなげた人物であった。

十一代光寶

十一代黒川光寶は天保十一年(一八四〇)近江大掾を拝任しているが、そのわずか四年後の十五年に三十三歳で死去している。短い店主在任期間であったため、詳しい事跡は不明であるが近江大掾の拝命に関する詳しい記録を残している。

光寶の時代、特筆すべきことといえば後述する二口屋の吸収であろう(六十二頁参照)。先に触れたが、二口屋は虎屋とともに後陽成天皇の在位中から菓子御用を勤める、最も古くからの禁裏御用菓子屋であった。虎屋とは御用にお納める菓子の内容も近く、御所に対する献上や菓子屋仲間への対応でも常に行動をとみにしていた。ところが、一八〇〇年代以降経営を悪化させ、虎屋や業種を異にする禁裏御用商人の援助を受けるなどしていた。しかし業績を立て直せないまま、結局光寶の時代に虎屋が借財を肩代わりして経営権を手中にしている。その後、二口屋は店舗を虎屋の所在地に移し、光寶の弟政太郎を名目上の店主に迎え「二口屋」として御所御用を続けたが、事実上は虎屋が経営を行っていた。この二口屋の吸収によって虎屋は経営規模を拡大させている。



12代光正肖像 明治以後

十二代光正^{みつまさ}

十二代黒川光正を虎屋では東京店開祖と呼んでいる。江戸から明治にかけての激動期に虎屋の経営の舵取りを行った人物であるが、明治以降の事跡については第2部にゆずり、ここでは江戸時代の事跡について触れておきたい。

天保十五年（一八四四）父の急死を受け、ただちに御所御用の相続を届けている。しかし、まだ六歳と幼かったため、店を継いだ当初は祖母等の後見を受けての名目的な店主であったが、慶応二年（一八六六）には、二十八歳で近江大掾に任ぜられ名実ともに虎屋の店主となっている。

先立つ嘉永七年（一八五四）四月六日、仙洞御所からの出火により禁裏御所や女御御所はもとより、門跡や公家屋敷はじめ五〇〇〇軒に及ぶ町家が被災している。虎屋も類焼して大きな被害を受けている。しかし、早くも翌七日には広小路通南町東入（現京都御苑内か）へ仮設の御用場を設けた旨を各御所に知らせしており、信頼に應えるため、一日も休むことなく御用を続けようとする虎屋の意気込みが伝わってこよう。

ところで、天保の改革によって禁止された株仲間が嘉永七年（一八五四）に再興され、虎屋も再び上菓子屋仲間に加わっている。しかし、慶応四年（一八六八）には旧来の仲間が廃止され、上菓子屋以外の菓子屋も加入して加入菓子屋が五〇〇軒余と倍増した菓子屋仲間が結成されている。虎屋はこの仲間には加わっておらず、菓子屋以外の業種も含む他の禁裏御用商人たちと有慶会という組織を新たにつくっている。なによりもまず御所御用の継続こそを第一に考えた結果であり、その判断は、遷都後の東京店開設へと結びついていく。

決断と実行力で、幕末から明治維新という日本の歴史上まれにみる変革期を乗り越え、虎屋の現在の基礎をつくった人物といえよう。

コラム 近江大掾

現在虎屋の正式社名は株式会社虎屋であり、一般には「とらや」か、「虎屋」、あるいは「虎屋黒川」と称しているが、江戸時代には「虎屋近江大掾」あるいは「虎屋近江」などと名乗っていた。

奈良時代以降、地方の行政官として国司が任命され、最上位者を守といひ、その下位者として介、掾、目が続く。彼らは都から各国へ派遣され、大勢の役人たちを指揮していた。

虎屋の名乗った近江大掾とは、近江国（現滋賀県）の第三位の役人にあたる。国は規模などによって上国、大国、中国、下国に分かれ、国司の定員や任命される人の官位に差があった。例えば同じ守でも、大国には従五位上の人が任命されるが、下国の場合は五階位下の従六位下が守となっている。近江の国は大国なので、大掾には正七位下（少掾は従七位上）が任命され、下国の守との差二階位であった。

その後、時代とともに国司の権限は徐々に縮小され、室町時代になると名ばかりの存在となった。江戸時代にも大名などが諸国の守に任命されているが、やはり名目だけのことであった。一方、掾などの国司には御所に勤める下級官人や出入りしている御用商人あるいは芸能者などが名譽職的に任命されるようになる。名譽職といっても、手続きは厳格で、こうした人々には、朝廷の正式

な手続きを経て、天皇の命令によって任命する口宣案という公式文書が与えられている。

江戸時代、春日屋山城のように屋号の後に国名を名乗る商家があり、正式な受領と混同されることが多い。これは宮家や公家が半ば公的に与える称号である。宮家や公家などは、家ごとに、特定の業種や芸能者などに称号を与える権利を持っており、菓子屋の場合は中御門家はその権利を有していた。

ちなみに虎屋のように正式な手続きを経て、口宣案や宣旨といった朝廷の文書によって任命される受領は、宮家や公家あるいは門跡が与える場合と違っていた。

虎屋が受領名をはじめて名乗ったのは、三代光成からで、その口宣案も残されている。虎屋が受領名を名乗ったことは、当時の公家の日記にも記されており、後に大納言を務めた清閑寺熙房の日記に、明暦二年（一六五七）六月十五日に「菓子師 藤原光成任近江少掾 職事頼孝」とある。虎屋の当主家は黒川姓だが、氏は藤原であるので、藤原光成というのは、三代店主黒川光成のことである。後五代を継ぐ光富が近江大掾を継いだ経緯については、本文に記したとおりである（十七頁参照）。

この近江大掾の受領名は、幕末の十二代光正まで代々受け継がれてきたが、明治維新を迎えて以降は名乗ることを禁止された。現在では残された口宣案が近江大掾に任じられた虎屋代々の歴史と由緒を伝えている。